

第六十回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第三号

昭和四十三年十二月十九日(木曜日)

午後一時十六分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 井原 岸高君

理事 塚田 徹君

理事 大出 俊君

理事 受田 新吉君

荒瀬清十郎君

菊池 義郎君

塩谷 一夫君

竹内 黎一君

渡海元三郎君

藤波 孝生君

武部 文君

華山 親義君

八木 昇君

米内山義二郎君

伊藤惣助丸君

出席國務大臣

國務大臣 (総理府総務長官)

國務大臣 (防衛庁長官)

出席政府委員

人事院総裁 佐藤 達夫君

人事院事務総局 尾崎 朝夷君

給与局長 栗山 廉平君

総理府人事局長 藤生 茂君

防衛庁人事教育 局長 藤生 茂君

大蔵省主計局次 長 海堀 洋平君

委員外の山府者

専門員 茨木 純一君

十二月十九日

委員赤城宗徳君、江崎真澄君、菊池義郎君、野呂恭一君、八木徹雄君、淡谷悠蔵君、稻村隆一君及び木原実君辞任につき、その補欠として田澤吉郎君、竹内黎一君、渡海元三郎君、中川一郎君、竹下登君、八木昇君、三木喜夫君及び長谷川正三君が議長の指名で委員に選任された。

委員田澤吉郎君、竹内黎一君、竹下登君、渡海元三郎君、中川一郎君、長谷川正三君、三木喜夫君及び八木昇君辞任につき、その補欠として赤城宗徳君、江崎真澄君、八木徹雄君、菊池義郎君、野呂恭一君、木原実君、稻村隆一君及び淡谷悠蔵君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

三池委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありませんので順次これを許します。鈴切康雄君。

鈴切委員 総務長官にお伺いいたしますが、私

どもはどこまでも人事院勧告の完全実施をやるのはこれは当然の政府の責任である、このように主張しているものでありますけれども、一昨日以来、当委員会、国対のいろいろの折衝の過程を重ねて、八月実施という政府から提案されたことに對しての前進の意味をもつての話し合いがなされている。その結果、心配された十八日の公務員共闘会議の第二波実行力が回避されたということ

は国民として喜ばしい次第だと思っておりますが、それだけに、いよいよ来年は完全実施するに對しては見通しも非常に明るくなってきたのではないかと思っております。来年度においては、政府は人事院からの勧告が出された場合にはどのような態度で臨まれるかお伺いいたします。○床次國務大臣 来年度以降の処置につきましてはまだ十分に検討を尽くしておりません。今後、予算審議と相まって具体的な方針をきめてまいりたいと思っております。

○鈴切委員 実は、たしか十二月十三日の関係会議での確認事項として、今後の公務員給与の取り扱いについては人事院勧告を尊重し、その完全実施に努力するという基本方針を再確認した。いままでの政府の考え方から一歩も出ていない。当委員会におきまして同僚議員が質問をされたことに對して田中総務長官が、来年は人事院勧告は完全実施するという考えに立った上で、どの勧告方式がよいという考えでなければ全然話が進まないのだから、そのことで話し合っていますということから比べると、むしろずいぶんと後退しておりますが、尊重ということとは、田中総務長官と同じ考えをとっている、そのように受け取っていいかどうか、そのことについてお伺いいたします。

○床次國務大臣 ただいまのお話でありますのが、過般の関係閣僚会議の決定いたしました方針にいたしまして、今後の公務員給与の取り扱いについては人事院勧告を尊重し、その完全実施に努力するという基本方針を再確認したというわけでありまして、なお、いかにして完全実施をするかというやり方等につきましては、いまの勧告方法その他にも関連いたしましたのであります。これは、まだ具體的結論は得ていないのであります。これはやはり予算の決定をいたしますまでの間に結論を得るよう努力したいと思っております。

○鈴切委員 いやあなたがいまおっしゃったことは、私はよく承知をいたしまして申し上げたとおりであります。しかし前任者の田中総務長官は、同僚の大出議員からの質問に對して、来年は人事院勧告は完全実施をしようという考えに立った上でどの勧告方式がよいかという考えでなければ全然話が進まないの、そのことで話し合っていますというふうな言われたいことは、これは国民のほうから言われたいことは、これは国民のほうから言われたいことは、完全実施をしようという一つの公約に受け取れるわけでありまして、それに対して今度は大臣がかわられて、給与関係懇談会において話し合ったところが、また従前どおり、人事院勧告を尊重する、そういうことばでお茶を濁されているという状態なれば、これは私は大きな後退だと思っております。その点について、田中前総務長官が言われた人事院勧告を尊重するという意味、このことについてあなたと同意見であるかどうかということについてお伺いいたします。

○床次國務大臣 総務長官といたしましては、これは公務員給与を担当する立場でありますので、できるだけ完全実施をしたいという考え方であります。この点は田中前総務長官のお話と同じ考え方を持ちまして、努力を続けてまいりました。先ほど申し上げましたのは、関係閣僚会議としてさまざまな形を本年度におきましてはとっております。まずさしあたりの方



というものは聞いたことがございません。そういう意味で、あれができるならばわれわれのほうもどうしてああいふふうにかぬもののごいまいしょうかというのがかねての念願であり、財政当局にもかねがね申し上げたところであり、すけれども、それはそれとしていま総務長官のおことばにもありましたように、とにかく年度半ばは迷惑だということばはこれこれとして、われわれも謙虚に承つていいのじゃないか。そういうことからいいますと、予算編成時に何らかの行動をとり意思表示をせよという方向へ話が進んでまいります。これともわれわれは前からそういう案を伺つておりましたけれども、これはまたいろいろ欠点がございます。したがって、人事院としてはそれはとも踏み切れないということ、実は現状維持の立場をずっと貫いてまいりましたけれども、いよいよ最近になりましてわれわれもやはりできるだけの反省はして、そしてできることなら政府側の要望に沿った形をとって、それによって完全実施が保証されるというならば、これは公務員諸君のためにもそれでいいのじゃないかというところまで踏み切つて、ある意味の予備勧告というところまでやることもやぶさかではないというところまで心境が進んできて、それが御承知の前の閣僚協議会の議論の最後の段階まで出てきた問題点ということになってはいるわけでありませぬ。

もう当然のことだと思つては、それに対していまあなたが、財源が途中半ばにして組み込まれるためにどうも完全実施ということに対して問題があると言ふ。それに対してまた人事院総裁が、完全実施ということばを約束されるなら私どもはどんな困難をも克服して、その確約があるならばやろう、こう言ふのですから、どうですか来年度は踏み切つたら。ぼくはいいと思つては、その点どうですか。

告が予算を執行しました後に出てまいりますために穴埋めをしなければならぬ、当初から払うべき人件費を値切つて予算を計上しているわけではないのであります。そこへ現実と勧告との間に現実的において差ができて、その差をどうやって調整するかということがいま問題なんです。したがって、今後はなるべくそういう摩擦というものが生じないような方法がとれないものかという意味におきまして、勧告のあり方等につきまして御相談をされているという段階であります。人事院の御主張になるように勧告が出れば必ず予算でどんな出せばいいのじゃないかというふうな予算の状況であるといふのであります。なかなかそうはいかなかつた、したがって両者が歩み寄りまして予算編成のときに何とかうまくいく方法はないかといふ、その案を研究しているのが現在の一つの時点でございます。

す。かなりの努力を払つてこの完全実施に踏み切つては、要するにこの現在の公務員の場合においては、完全に差別的な取り扱いを行なわざるを得なかつた、そういう理由について当然公務員に納得すべき責任が政府にあると私は思ふ。その点、それについて政府は今後どのような努力と説得を行なつていくか、お伺いします。

○床次国務大臣 たいだいまのいわゆる予備勧告でも申しまするか、事前に勧告いたしましたして必要額を予算に計上するという方法、これはいろいろの案がいま出ているのでございまして、人事院総裁からもいろいろ御意見を承つておられますが、まだ最終的に結論に到達しておらないのであります。これが円満なと申しますか実行ができる話し合ひになりましたならば、私は非常な進歩が期待できるんじゃないかと考えておるわけでございますが、現在のところこの各種の案につきましても検討中でございます。いづれこれは予算の編成とともに並行して審議を進めてまいりたい、今日ちょっと中断している形でありまして、さらさら議論を詰めてまいりまして、そうして結論を得るようになつていきたいと思います。

○床次国務大臣 今日さうなことは考えておられません。ただ公務員制度審議会等におきましてもこの点は検討の問題であると考えておりますが、現在におきましてはそういう状態でございます。現在におきましては、予算との関係を調整する、むしろ勧告のあり方、予算との関係を調整することが一つの現在の時点の問題である。私はまだまだこの問題は詰めてみる必要がある、現在にはちやうどその話が途中までで最終的な詰めができてない状態である、かすにもうしばらく時間をいただきたいと思つておる次第であります。

○床次国務大臣 今日さうなことは考えておられません。ただ公務員制度審議会等におきましてもこの点は検討の問題であると考えておりますが、現在におきましてはそういう状態でございます。現在におきましては、予算との関係を調整する、むしろ勧告のあり方、予算との関係を調整することが一つの現在の時点の問題である。私はまだまだこの問題は詰めてみる必要がある、現在にはちやうどその話が途中までで最終的な詰めができてない状態である、かすにもうしばらく時間をいただきたいと思つておる次第であります。

○床次国務大臣 今日さうなことは考えておられません。ただ公務員制度審議会等におきましてもこの点は検討の問題であると考えておりますが、現在におきましてはそういう状態でございます。現在におきましては、予算との関係を調整する、むしろ勧告のあり方、予算との関係を調整することが一つの現在の時点の問題である。私はまだまだこの問題は詰めてみる必要がある、現在にはちやうどその話が途中までで最終的な詰めができてない状態である、かすにもうしばらく時間をいただきたいと思つておる次第であります。

○鈴木委員 長官、私は社会通念としてひとつ考えた、常識論として考えたいと思つては、たとえて言うならば、商店にわたつて会社にしたつて、人を使うという場合においては、当然それに対しての給料というものが約束されて入るわけでありませぬ。そして働いた、働いたけれども、その働いた後に、おまえどうもおれのうちは少し金がないから値切るのだ、こういうことで、はたして社会通念としてそれができるかどうかという問題、それを考えたときやはり公務員諸君だつて私と同じじゃないかと思つては、国民のために公僕として一生懸命働いておられる、完全実施は

○鈴木委員 公務員のスド権あるいは交渉権も認めていない、完全実施も尊重するといふ、そういう名の隠れみのものにおいていつも実行されては、人事院というのは御承知のとおり政令二百一十号によつて公務員、労働者から団体交渉権と争議権を奪うその代償として中立的な第三者機関として設立された以上、公平かつ公正に公務員の給与を決定するためにも、また勧告が当然全面的に実行されなければならぬ、これはぼくはあたりまえだと思つては、その点についてあなたはどうの御意見を御持になつておるか。

○鈴木委員 一方先ほど人事院の総裁から話がありましたように、公務協職員は仲裁裁定どおり本年四月一日から完全実施をされております。それはやはりそれなりの努力を払つておるということですね。総務長官ですでに御承知のとおりであります。

○鈴木委員 公務協にしても公務員諸君にしても、要するに親は同じじゃないかと私は思つては、親は同じで子供が差別待遇をされておつて、それに対して子供は満足がいくわけはないじゃないですか。その点どうですか。

○床次国務大臣 同様に、同じ子供で同じように扱つたらどうかという御趣旨だと思つては、やはり子供公共企業体と国家公務員との間には、やはり子供等の仕組みがだいぶ違つておると思つては、この点に關しましては、どういふ努力をして完全実施しているか、また公務員のはうはどうかという関係

○床次国務大臣 同様に、同じ子供で同じように扱つたらどうかという御趣旨だと思つては、やはり子供公共企業体と国家公務員との間には、やはり子供等の仕組みがだいぶ違つておると思つては、この点に關しましては、どういふ努力をして完全実施しているか、また公務員のはうはどうかという関係

○床次国務大臣 同様に、同じ子供で同じように扱つたらどうかという御趣旨だと思つては、やはり子供公共企業体と国家公務員との間には、やはり子供等の仕組みがだいぶ違つておると思つては、この点に關しましては、どういふ努力をして完全実施しているか、また公務員のはうはどうかという関係

○床次国務大臣 同様に、同じ子供で同じように扱つたらどうかという御趣旨だと思つては、やはり子供公共企業体と国家公務員との間には、やはり子供等の仕組みがだいぶ違つておると思つては、この点に關しましては、どういふ努力をして完全実施しているか、また公務員のはうはどうかという関係

うからお答えいたしたほうが適當であらうと思ひます。

○海城政府委員 先生もう御存じと思つたのでございますが、一般職の公務員は、給与については人事院の勧告に基づきまして政府が法案を国会へ提出して処理いたしております。特別職の職員につきましては人事院の制度もないわけでございます。政府は人事院勧告に準じまして、一般職の職員と均衡を保持して法律上処理しておるわけでございます。公共企業体等職員につきましては、それに関する労働法規がありまして、当事者間での交渉、その交渉がまとまらなかつた場合に仲裁裁定によって一応給与が決定されるわけでございますが、予算上、資金上不可能な場合には国会にその旨を御報告することになっております。ただ先生御存じのとおり、その給与を処理するために必要な金額につきましては、片方は税金という形の国民負担でございますし、片方はそれぞれの料金なり、要するに受益者の負担によって処理がなされていくわけでございます。したがって公社等につきましては、その年度の経済見通しに基づき事業計画なりに基づきまして妥当な予算を編成してあるわけでございます。その範囲内において仲裁裁定が必ず実行できるといふ保証があるかどうかという問題は、その仲裁裁定のいかんと業務運営の見直しによるわけでございます。仲裁裁定が完全実施できているから今後とも必ず完全実施ができるかどうかという問題になりますと、これはたとえば収入がそれだけ出るか、あるいは経費の節減ができるか、あるいは工事費をある程度——たとえば損益から工事費を繰り入れていく分をそれだけ削減することによって工事に支障を来たさないか、そういうふうな問題を全部考へまして、現在のところ完全実施ができていくこと、将来とも必ず完全実施ができる保証があるということではなからうと思ひます。

○鈴木委員 国民は、そんなあなたのような理論については聞こうとしないわけです。むしろ、たとえていうなら、お隣は公労協の職員だ、こっちは国家公務員だ、ところが片一方は完全実施をされていくし、相当喜びを笑顔にあらわして行く。ところが隣の公務員の方は、いまだに何ら誠意ある回答を得られないままに不完全実施というふうな状態ですつときていくという自体、これはやはり国民感情、少なくとも親は一人で子供はそういうふうな状態で、おのおの立場は違つてはしても、その点においては私はどうしても差別はなくしていかなければならないものであるというふうに思つたのです。その点についてどう思ひますか。

○床次国務大臣 ただいまも政府委員から御説明申し上げましたように、企業体の会計と国の予算とは若干差があります。また身分等におきましても差がありますので、いわゆる広い意味の親心から申しますならば、全く同じように、片方が上がりますならば、片方も勧告によりまして完全実施するというふうにそろえること、これは全くもつともだと思つたのでありますが、現在の状態におきましてはなかなかその差を詰めることが困難であります。だんだん詰めてはきておりますが、依然としてその間の差が残つていく状態でありまして、できるだけ早くこれを詰めるように努力するということにつきましては、御意見のとおり私も詰めるように努力をしてまいりたいと思つた次第であります。また具体的に詰める、従来以外の方法を考慮している、検討しているということは先ほど申し上げたとおりであります。

○鈴木委員 あなたもそうおっしゃるのですが、このような不完全実施を繰り返しますと、世論の動向は、政府は悪いというふうになってきます。そして法律の権威も事実なくなつてしまつたような結果になる。政府の権威を落とす、政府を悪とする、そういうところに学生等の反体制運動のムードを政府みずからかもし出す結果となつていく。その影響というのは私は非常に重大だと思つたのです。この問題は単に財政問題というのではなく、国全体の政治問題として考えていかなければ

ならない時点になつてきたと私は思つたのですが、もう一度その点について……。

○床次国務大臣 公務員給与の完全実施ということに關しまして、政府といたしましても、もつとも国民の方々に、なぜそうなつてくるのか、またどういふふうに行なつておるのかということに對しての徹底を求めるといふ努力をおきましては、私はまだ国民が十分その点を理解していただかぬのであります。絶えず政府が弁明をしておる、そして政府が完全実施しないのだからストはやむを得ないのだというふうな形になりますことは、私も絶対避けたいと思つておるわけでありまして、この点は国民の理解の程度でございます。私どももできるだけ現状を理

解していただくように、さらに努力をいたしたいと思つておる次第であります。もとより公務員に對しましては、その趣旨において十分に理解を求めておりました、今回の際におきましても、ストを行なうことに対しては、私から警告を發しておりました。十分に公務員の立場、身分を自覚していただき、情重なる態度をとるよう反省を促したのであります。幸いにして今回はストの中止が行なわれましたことは、お互いにこの点はよかつたと思ひます。しかし仰せのとおり、いつもそういう現実から政府がよくないのだからというふうな感じ、これが政治不信につながるようなことにつきましては、私どもも厳に慎まなければならぬと思つた。したがって、先ほど申し上げましたような方法論になるわけで、すぐに端的に完全実施まで行かれない。しかし別の角度で完全実施がうまくできる方法を検討して、今後はさらうかというものを検討していただくわけでありまして、今後ひとつその検討を続けまして、できるだけ国民に對しまして信頼を得ると申しますか、なるほどもつともだという形、また働かざるの公務員自体も不満を持たないようになつてほしいと思つた次第であります。

○鈴木委員 いまの総務長官のおこぼを聞いて

○佐藤(達)政府委員 ちょっと御趣旨がはかりか

いますと、やる気があればできるのだ、しかもやる気なんだというふうにとつていいですか。

○床次国務大臣 やる気の内容が幾つもの方法論があるわけでありまして。私どもは、従来勧告というもののあり方そのものにつきまして、もう少し政府に完全実施しやすいような方法でもつて行なわれれば、これは完全実施もそう困難ではないと思つた。ただ現状のままでもつて全部五月までかかるといふ状態でございます。現状ではまことに困るのだという状態でございます。何とかその点の歩み寄りと思つたか要結策というものを今後努力をいたしたいと思つておる次第であります。

○鈴木委員 そうなつてくると、勧告のしかたに對してはちやもんがつくようなことになつていくわけでありまして、それについて人事院總裁は、現行勧告制度でもつてやればできるのだ、こういうふうにはつきり言つておられるわけだ。総務長官はいまの勧告の制度がどうも思わしくなかつた、こう言うのですけれども、人事院總裁、あなたは、もつとも完全実施を約束されるというなら、あらゆるどんな苦勞をしても、その勧告に對しては今後その方向に向かつて進んでいく御決意ありや、それについてお伺いします。

○佐藤(達)政府委員 何が何でもという気持ちには確かに持つておりますけれども、筋が通らぬことだけは絶対にしたくない。筋の通る範囲内において何とかいたしたい。また政府の御便宜になるようなことなら協力いたしましうという気持ちでありますけれども、ただし、勧告のやり方を変えたために、いままでわいてこなかつたお金がいってくるというならば非常にいいのであります。実はその保証はないのですから、大きな根本問題がそこにあるのじゃないか、私はそう思ひます。

○鈴木委員 勧告の時期、実施時期の問題について人事院の基本的態度をどのようにお考えになつておられますか。

ねましたけれども、勸告をいたしました以上は、その責任者としたしましては、これはぜひ勸告どおり五月にさかのぼっていただきたい、これに尽きるのではないかと思います。

○鈴切委員 給与関係協議会におきますところの人事院の立場はどのような態度でお臨みになっておるか、その点についてお伺いいたします。

○佐藤(逓)政府委員 従来、同様の協議が二、三回前にも行なわれたことがありますが、実はそういう機会においては、われわれは現状維持の立場を貫いてきたわけでありまして、先ほど申し上げましたとおり、最近の閣僚協議会においては非常に柔軟な態度に変わっており、これも完全実施を念願するあまりのことであるというふうに御了解願ってよろしいと思っております。

○鈴切委員 本年度は総合予算主義を堅持していきたいという政府の考えはどこにあるのですか。これは大蔵省のほうに……。

○海堀政府委員 本来、予算というものは国民負担との関係で年度間の政府のやるべき施策を彼此勘案いたしまして、全体を国会の審議に仰ぐ、そしてそれを国民負担としてこれだけの負担を国民にお願いたすというものが財政の本来あるべき姿で、総合予算主義ということ、そういう予算の本来あるべき姿を口にあらわしたものであらうと思っております。

現在の昭和四十三年度予算は、昭和四十三年度の経済見通しに基づきまして編成したものでございまして、その財政というものは六千四百億円という、一般会計予算に占める割合が約一〇％にもおぼる巨額の公債をかかえた、どちらかといえぱ、体質的には脆弱な予算と申してもよからうかと思っております。で、経済が当初見通しました以上に伸びまして相当の自然増収が見込まれる事態になったことは事実でございます。ただそういう経済情勢であればあるだけに、しかも財政の体質が先ほど申し上げたように脆弱であるだけに、自然増収がありました場合には、その増収分は優先的に

に国債の減額に充てることが至当だと考えます。その自然増収をさらに財政需要の拡充に充てるということは、経済運営並びに財政運営という点から見て、決して好ましいことではないんではないかというふうなふうに考えております。

○鈴切委員 当初、総合予算主義といわれるものの方式の中で、人事院勧告があったらこれをどういうふうになさしていくか、予備費における給与改善費の扱いについてはどういう考え方をされるのかという点について、前大蔵大臣は、今後は自然増収は年度内においてどう見込まれない、ゆえに見込まれないとすれば、予備費の範囲内で行なわれますと、確かに大体そういう意味のことを答弁されております。そういうふうな状態であって、いまあなたは自然増収が非常に見込まれる時点になったというふうな言われたのですが、本年度は自然増収はどれくらいの見込みですか。

○海堀政府委員 私は、実はことしの自然増収を見込むほうの担当はございませぬのですが、十月までの租税の実収割合が出ております。これは前年度の租税の決算に対する十月までの割合に對しまして、約二・三％程度上回った進捗割合を見っております。それ以上のことは、私は担当でございませぬので、どの程度のもが見込まれるという点についてはちょっとお答え申し上げることができないのでございます。

○鈴切委員 私はパーセントはあまり強いほうじゃないのです。いまあなたがそのようにして二・何％というところをおっしゃっているのですが、率直に言って、今度の自然増収については大体何千億くらい見込まれるか、それは当たらないまでも近い線は出てくるかと思っております。少なくともそれなれば次への予算の問題あるいは給与の改善の問題等、これが考えられないわけですから、主計局長という立場であるならば、当然それくらいのことはおわかりだと思っておりますが、その点お漏らしを願いたい。

○海堀政府委員 四十三年度予算の一般会計に計上いたしております税収は四兆六千九百七十八億

五千二百万円ということに相なっております。これは年度間を通じて取納される見込みでございませぬが、前年度の割合よりも少なくとも十月末まで二・三％だけ取納割合の進捗を見ているということは、今後同じ割合で税が取納されていくとすれば、約四兆六千九百七十八億に對する二・三％程度は少なくとも増収になるであらうということの意味するだらうと思っております。ただ先般、前大蔵大臣が、税の自然増収があれば一億程度の国債の減額を行ないたい旨を閣議で御発言になつていらつしやいますので、その程度のことには前大蔵大臣はお考えではなかつたかと存じます。

○鈴切委員 いまあなたがそういうふうな言われたことから推測していきますと、自然増収というのは大体幾らになりますか。

○海堀政府委員 それは掛け算の問題でございませぬが、約一億程度になるのじやなからうかと思っております。

○鈴切委員 それでいいのですか、あなたはそれで責任を持った答弁ですか、その一億と云う線は、それで一億の線で一億の減税をやるといふことですか。

○海堀政府委員 いまの御質問はちょっとわかりかねるのでございますが、ことしの予算に對する増収割合はいままで二・三％でございまして、それを予算の見積り額に掛けますと約千億程度のものになりますと申し上げましたので、来年度の減税云々の問題は来年度の経済見通しとの関連にかかるとも思っております。

それから税収の一億程度というものに責任が持てるかという点につきましては、先ほど何度も申し上げましたように、私は主計局長の担当でございまして、税収見積りについては主税局長の担当者をお呼びいただければ幸甚に存じます。

○鈴切委員 少なくとも一五百億から二千億以上はあるであらうということが大かたの見方になつておるわけですが、自然増収が大幅に見込まれるとなつた話は別になつてくるわけ

です。水田前蔵相が年度内においては補正を組むような財源はとらえて見込まれない、自然増収の見込みが立たないので、総合予算主義の中で予備費の中に給与改善費を組み込んだといわれていゝる。すなわち総合予算主義が年度当初からとは様相を異にした結果になつてきたとすれば、何もこれに固執する必要は毛頭ない。すなわち総合予算主義をくずして補正をもつて完全実施をしてもかまわない、こう私は思っておりますが、その点はどうか。

○海堀政府委員 先ほど申し上げましたように、経済が見通しより伸びておりましたので、そういふ際の経済運営、財政運営といたしましては、財政の側からさらに財政需要を追加するということがございまして、経済政策、財政政策としましては、これ以上経済に刺激を与えるような措置を財政の面からとることは好ましくないということが一点あるかと存じます。

それからもう一点は、現在の財政というものが一般会計予算で一〇％弱、六千四百億円の公債をかかえた脆弱な体質を持つておるといふこととございまして、したがって、将来不況期に備えるためにはどうしても国債を減らして、財政の体質を柔軟にしておく必要があるかと存じます。そういう観点に立ちますと、この際やはり増収がありました場合には優先的に国債の減額に充當いたしましたので、財政需要をさらに拡大するような政策をとらないということが最も適当な措置ではないかと存じます。

○鈴切委員 いやいよ来年度の予算編成期に来ていゝるわけでありませぬけれども、財政政策として物価安定政策をとるのか、また財政改善策をとるのか、どちらにどういふウエイトを置くのか、その点についてお伺いします。

○海堀政府委員 来年度の予算編成の方針につきましては、現在政府等で検討中でございます。いまだどういふふうな持ていくかというふうな点について何ら結論を得ておりませぬので、私か



いますが、いかがでございますか。

○床次國務大臣 たいだいまの大出委員の御趣旨に對しましては、かねてから公務員給与の完全実施の基本方針を持っておりましたが、政府といたしましては、でき得る限りの努力をいたしたいと存じます。

○大出委員 でき得る限りの努力をなされる、こういう御答弁でございますので、その趣旨を了いたしましたしまして、質問を終わります。

○三池委員長 この際申し上げます。

本日まで各党委員各位と十分協議いたしてまいりましたが、ここに意見が一致いたしましたので、委員長の手元において、一般職の職員給与に關する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員給与に關する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の三案に對しまして修正案をそれぞれ起草いたしました。

案文はお手元に配付してございますので、朗読は省略させていただきます、その内容を簡単に御説明申し上げます。

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案に對する修正案

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四條のうち、附則第十四項(見出しを含む)の改正規定中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に、「昭和四十三年七月三十一日」を「昭和四十三年六月三十日」に改める。

附則第二項中「同年八月一日」を「同年七月一日」に改める。

附則第三項中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

本修正の結果必要とする経費は、約二十三億六千七百万円の見込みである。

特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案に對する修正案

特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條のうち、附則第五項(見出しを含む)及び第六項の改正規定中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

附則中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

本修正の結果必要とする経費は、約二百六十万円の見込みである。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に對する修正案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二項及び第三項中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

本修正の結果必要とする経費は、約九億八千三百百万円の見込みである。

○三池委員長 御承知のとおり、今回の各給与改正法案は、本年八月十六日付人事院の給与勧告に基づいて、その実施のため提案されたものであります。実施期日が通勤手当を除いて八月一日となつておりますのを、この際、諸般の事情を勘考いたしまして、七月一日に改めようとするものであります。

この際、国会法第五十七條の三の規定により内閣の意見を求めます。床次國務大臣

○床次國務大臣 たいだいまの修正案につきまして、院議をもつて決定される以上、政府はこれを尊重する所存でございます。

○三池委員長 ほかに質疑もありませんので、これにて各法律案並びに各修正案に對する質疑は終局いたしました。

○三池委員長 これより一般職の職員に對する修正案に對する法律等の一部を改正する法律案並びに同案に對する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案並びに同案に對する修正案、国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、順次採決に入ります。

まず、一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案並びに同案に對する修正案に對して採決いたします。

まず、修正案に對して採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、たいだいまの修正部分を除いて、原案に對して採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案並びに同案に對する修正案に對して採決いたします。

まず、修正案に對して採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、たいだいまの修正部分を除いて、原案に對して採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。

次に、國家公務員寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案に對して採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、たいだいまの修正部分を除いて、原案に對して採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。

次に、たいだいまの修正部分を除いて、原案に對して採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、たいだいまの修正部分を除いて、原案に對して採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、たいだいまの修正部分を除いて、原案に對して採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、たいだいまの修正部分を除いて、原案に對して採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。

次に、たいだいまの修正部分を除いて、原案に對して採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

趣旨の説明を求めます。受田新吉君。

○受田委員 たいだいま議題となりました自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党、四党の共同提案にかかる附帯決議案につきまして、提案者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

○三池委員長 朗読いたします。

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

○三池委員長 朗読いたします。

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

○三池委員長 朗読いたします。

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

○三池委員長 朗読いたします。

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

○三池委員長 朗読いたします。

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

○三池委員長 朗読いたします。

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

○三池委員長 朗読いたします。

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

○三池委員長 朗読いたします。

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

政府は、人事院勧告制度の本旨に基づき、昭和四十四年度は、これが完全実施に努力すべきである。

右決議する。

そもそも人事院制度は、昭和二十三年十二月三日に誕生いたしました。自來滿二十年、労働基本権を持つ公務員に対しては、その団体交渉権及び罷業権に国民全体の奉仕者という立場から肩がわりしたのが、この人事院であります。その人事院の公務員の給与改定に関する勧告を、すなわち政府及び国会は受け入れるべきであります。

しかるに、この二十年間、人事院の勧告を完全に実施したという歴史がまだ生まれておりません。この二十年の歴史を持つ人事院制度の本旨に基づきまして、本委員会における質疑応答を通じて明らかにいたしましたこの附帯決議の趣旨を十分に生かしまして、いまこそ、昭和四十四年度より完全に人事院勧告を実施して、公務法の適用を受くるところの、仲裁裁定をすなおに実施されておるところの現状におけるこれらの職員と十分バランスをとるような、りっぱな成果をあげる段階にきておると思ひます。

したがって、ここに昭和四十四年度より人事院勧告を完全に実施すべきであるというこの趣旨に基づきまして、十分政府が努力すべきことを誓わなければならぬという趣旨の提案理由でございます。

何とぞ御賛同を仰ぎたいと思ひます。

○三池委員長 採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よって、本動議は可決いたしました。

この際、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案について、鈴木康雄君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨の説明を求めます。鈴木康雄君。

○鈴木委員 ただいま議題となりました自由民主

党、日本社会党、民主社会党、公明党、四党共同提案にかかる附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔案〕

積雪寒冷地帯に優秀な公務員が定着したい実情にかんがみ、給与水準の引上げに伴い、今後における寒冷増嵩費の実態等について調査し、新定額分について人事院が増額することを適当と認めるときは、その額を増額するよう措置すべきである。

なお、寒冷地域間の級地区分には、多くの不均衡な地域が認められるので、すみやかにその是正の措置をも講ずべきである。

右決議する。

本附帯決議案の趣旨につきましては、昨日の本委員会における質疑を通じて明瞭でありますので、よろしく御賛同をお願いする次第であります。

○三池委員長 採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よって、本動議は可決いたしました。

この際、政府から発言を求められております。これを許します。床次国務大臣。

○床次国務大臣 ただいま議決されましたところの二つの附帯決議につきましては、その御趣旨に沿って十分努力いたしてまいりたいと存じます。

○三池委員長 佐藤人事院総裁。

○佐藤(達)政府委員 ただいま御決議いただきました寒冷地手当に関する附帯決議につきましては、私も人事院といたしまして、御決議の趣旨を十分に尊重いたしました。今後臨む所存でございます。

○三池委員長 なお、ただいま議決いたしました

四案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三池委員長 次回は、明二十日午前十時理事會、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後十一時五十分散會